

# 院長先生のための タックスレター

令和3年6月1日発行  
税理士法人Mitsunari会計事務所  
I O S 株式会社



(付 第157号) 事務所HP Youtube Instagram Facebook

## 新たな補助金のご案内

今回は新たに登場した**月次支援金**と**新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金**についてご案内します。

### 月次支援金とは

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う外出自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援するものです。

### 支給対象の要件

次の2つの要件いずれにも当てはまる場合、給付の対象となります。

- ① 対象措置実施都道府県等に所在する**個人顧客と直接的な取引**があること
- ② 2019年又は2020年の各月（4月,5月,6月）が2021年の**同月比で50%以上減少**していること

※1 対象措置実施都道府県等

4月	5月	6月
東京都、京都府、大阪府、兵庫県、宮城県、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、 <b>札幌市等</b>	東京都、京都府、大阪府、兵庫県、愛知県、福岡県、 <b>北海道</b> 、岡山県、広島県 宮城県、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県、岐阜県、三重県、群馬県、石川県、熊本県等	未確定

### 支給額算定式

支給額は対象月の**減少額**となります(法人上限20万円/月、個人上限10万円/月)

例 (法人)

単位 (万円)

	4月	5月	6月
2019	50	30	40
2020	40	20	25
2021	20	15	30
支給額	<b>20</b>	<b>20</b>	<b>支給無し</b>

4月 2019年、2020年いずれも50%以上減少→ **上限20万円支給**

5月 2019年のみ50%以上減少→  $30 - 15 = 15$  **15万円支給**

6月 2019年、2020年いずれも50%未満減少→ **支給無し**

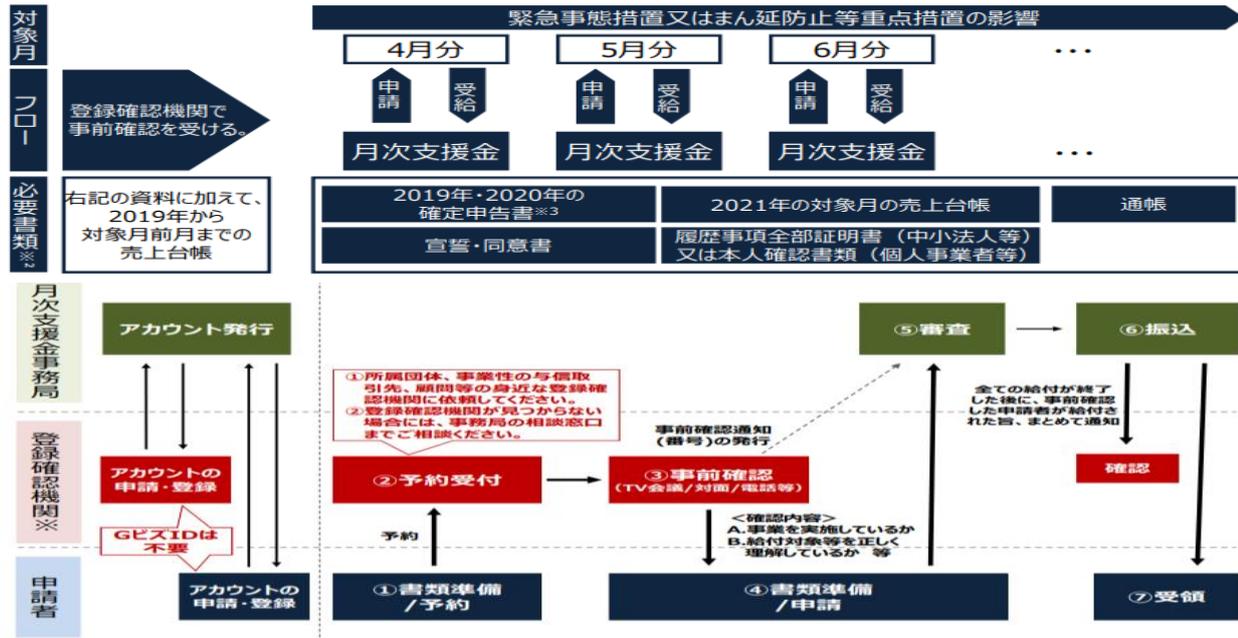
### 申請期間

4、5月分 : 2021年6月中下旬～8月中下旬

6月分 : 2021年7月1日～8月31日

## 申請手続き

申請はWEB上で以下の手順で行われます。  
 ※弊社は登録確認機関に該当しております。



## 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金

令和3年度予算による「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」がスタートしました。一定の要件を満たす医療機関や薬局に対し、感染拡大防止対策等の費用を補助するものです。

### 支給額

対象となる医療機関と補助基準額（上限額）は、次のとおりです。  
 都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関（仮称） 100万円

医療機関・薬局等

・病院・有床診療所（歯科） 25万円＋5万円×許可病床数 ・無床診療所（歯科） 25万円

※「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けた医療機関等は原則対象外。

※新たに診療・検査医療機関（仮称）の指定を受けた医療機関については、一定の金額について本補助金の申請をすることができます。

### 対象経費

補助の対象となる経費は、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間に要した、新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等の経費です。

賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等が対象となります。

### 提出方法

厚生労働省へ郵送で提出します。提出書類は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17941.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html)

### 申請期間

申請書の提出期限は令和3年9月30日となっております。

2021年5月18日時点での情報となります。ご不明な点、ご質問等がありましたら弊事務所へお問い合わせください。